

## 博物館の登録等に関する事務取扱要領

(令和5年3月31日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、博物館の登録等に関し、博物館の登録等に関する規則（平成27年仙台市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(博物館の登録の申請等)

第2条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第11条の登録を受けようとする者は、公立博物館にあつては別記様式第1号、私立博物館にあつては別記様式第2号による登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、登録をしたときは、別記様式第3号による博物館登録原簿に記載し、別記様式第4号によりその旨を当該申請を行った者に対し通知するものとする。

(実地調査)

第3条 教育委員会は、法第11条の登録、法第18条第1項の勧告若しくは同条第2項の命令又は法第19条第1項の登録の取消しを行うために必要な限度において、その職員をして、必要な調査をさせることができる。

(博物館の登録事項の変更の届出)

第4条 博物館の設置者は、登録申請書の記載事項を変更するときは、別記様式第5号による博物館登録内容変更届を教育委員会に提出するものとする。

(定期報告)

第5条 規則第4条の報告は、別記様式第6号の運営状況報告書により行うものとする。

(博物館の廃止の届出)

第6条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、別記様式第7号による博物館廃止届を教育委員会に提出するものとする。

(博物館に相当する施設の指定の申請)

第7条 法第31条第1項の指定を受けようとする者は、地方公共団体又は地方独立行政法人が設置する施設にあつては別記様式第8号、地方公共団体及び地方独立行政法人以外の法人が設置する施設にあつては別記様式第9号による指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(意見聴取等)

第8条 教育委員会は、法第31条第2項の指定の取消しを行うときは、あらかじめ、博物館又は博物館に相当する施設に関し学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

2 教育委員会は、法第31条第2項の指定の取消しを行うために必要な限度において、その職員をして、必要な調査をさせることができる。

(博物館に相当する施設の定期報告)

第9条 博物館に相当する施設は、当該施設の運営の状況について、1年に1回、別記様式第10号の運営状況報告書により教育委員会に報告するものとする。

(委任)

第10条 この要領の実施に関し必要な事項は、生涯学習課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。